

【診療報酬コロナ臨時的取り扱いについて】

(2月26日厚労省事務連絡)

① 6歳未満の乳幼児の診療への加算(55点・継続)

⇒引き続き9月診療分まで算定可能

② 歯科外来等感染症対策実施加算(5点・新設)

⇒4~9月診療分について算定可能

【概要】特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、次に掲げる点数を算定する場合、「歯科外来等感染症対策実施加算」(5点)をさらに算定できる。

なお、その診療等に当たっては、患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

ア 初診料

イ 再診料(注7に規定する電話等による再診を除く。)

ウ 歯科訪問診療料

エ 訪問歯科衛生指導料(歯科訪問診療料を算定しない場合に限る)

オ 在宅患者訪問薬剤管理指導料(歯科訪問診療料を算定しない場合に限る)

カ 在宅患者緊急時等カンファレンス料

【疑義解釈】「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか

⇒「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

【疑義解釈】

電話や情報通信機器を用いた診療では算定不可。

③ 新型コロナ歯科治療加算(298点・新設)

⇒4月診療分から算定可能

【概要】新型コロナウイルス感染症患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合にあっては、上記②の歯科外来等感染症対策実施加算に加え、「新型コロナ歯科治療加算」(298点)を算定できる。

【疑義解釈】どのような患者に算定が出来るのか

⇒新型コロナウイルス陽性であり宿泊療養を行っている患者等に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合に算定できる。

なお、電話や情報通信機器を用いた診療では算定不可。

※4月からの金パラ点数改定については後日お知らせいたします。